

## 道路占用許可を申請されるみなさまへ

公共用地である道路上に施設を設置するなど、通行以外の用途で道路敷地を継続的あるいは一時的に利用することを道路占用といいます。道路占用には、道路管理者の許可（道路占用許可）が必要です。

（道路占用の例）

- ・ 村道の路肩に電柱を設置したい
- ・ 村道の地中に管を埋設したい
- ・ 村道の道路側溝にグレーチングや蓋をして出入口として使用したい
- ・ 村道の上空に看板などを突出して設置したい

### 1. 申請のながれ

道路占用許可申請書（様式第1号）の提出

↓

建設課による審査のうえ、村より道路占用許可書が発行されます

↓

道路占用工事着手届（様式第9号）の提出

（占用内容に変更が生じた場合）

↓

道路占用許可許可変更申請書（様式第4号）の提出

↓

建設課による審査のうえ、村より道路占用許可書が発行されます。

↓（工事完了後）

道路占用工事完了届（様式第10号）の提出

（占用を継続する場合）

↓

道路占用継続許可申請書（様式第8号）の提出

（占用を終了する場合）

↓

道路占用廃止届（様式第6号）の提出

### 2. 提出方法

申請書及び申請書に記載されている添付書類 1部 を、役場建設課へ郵送またはご持参ください。

### 3. その他

- ・ 占用にあたり条例で定められた占用料を負担していただく場合がございます。
- ・ 設置した工作物等の維持管理は申請者で行っていただきます。
- ・ 既存の施設に手を加える工事をする場合は、自営工事の許可も併せて必要ですのでお問い合わせください。
- ・ 不明点等はお気軽に白馬村役場建設課にお問い合わせください。

白馬村役場建設課 土地利用・建築係

（電話）0261-85-0724（課直通） （メール）kensetsu@vill.hakuba.lg.jp